HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1917年ロシヤにおける臨時政府の労働政策
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學　經濟學研究, 18(4), 219-253
Issue Date	1969-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31186
Type	departmental bulletin paper
File Information	18(4)_P219-253.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

1917年ロシヤにおける臨時政府の労働政策

荒　又　重　雄

I

ツアーリ専制を崩壊させた２月革命の中から，帝政時代の国会を足がかりとして，1917年３月２日，リヴォフ公を首相とするロシヤ最初のブルジョア政権が生まれた。この政権は，工商代表者大会評議会の支援と，ペトログラード労兵評議会（ソヴェート）との直接的接触のもとに成立しており，制憲議会までの間をつなぐ一時的なものという意味で，臨時政府と呼ばれた。しかし，その後の現実の歴史の進行の中で，３度にわたる改組をくりかえしたのち，制憲議会の成立をみることなく，10月の労農政権成立までの間をつなぐ短かくあわただしい時期を彩どるものとして終った。[1]本稿は，この間に実施され，あるいは実施されようとした労働政策の特徴を概括的に明らかにすることを目的としている。

ゼネストからはじまり，専制国家の武装力をまひさせるところまで進んだ２月革命の中で，ロシヤの労働者階級には，かってない行動の自由が保障された。労働者たちは大挙して工場の外にあふれ出し，囚人を解放し，官僚機構や警察を解体し，自らを労働者代表ソヴェトに組織し，だれはばかるところなく行動した。この期間は「革命的日々 революционные дни」と呼ばれ，労働者階級の自由な自主的な行動は，届出制あるいは事後承諾制 явочный порядк, явочный путь と，反対勢力からは独断的 самочинный なやり方と呼ばれた。労働者の団結は，1903年工場総代法や1906年労働組合法の規制をやぶって進展した。労働者代表ソヴェトと並んで，各工場ごとに労働者を一括して組織する工場委員会 фабрично-заводский комитет が発展した。これは総代評議会 совет старост，工場全権評議会совет заводск-

их уполномоченных, 労働者委員会 рабочие комитеты など，ロシヤ労働者階級のさまざまな歴史的体験に根ざすとみられるさまざまな名称をもって，[2]そしておそらくさまざまな方式をもって組織されて行ったが，その先端には，たとえばペトログラードのプチロフ工場のごとく工場全労働者の集会 митинг で選出された工場委員会があった。政治的自由を長期間きびしく制約されて消極的となっている労働者を励まして，ボリシェヴィキーの委員会は，事後届出制による工場委員会の設立を宣伝していた。[3]

労働者階級の当時の基本的要求は，「8時間労働日制の実施」を中心にして，以下のごときものであった。すなわち，「時間外労働の廃止」，「婦人・年少者の深夜業廃止」，「賃銀引上げ」，「罰金廃止」，「工場管理部の中から労働者にとって望ましくない нежелательный 分子を追放せよ」，「ストライキのかどで解雇された労働者の再雇傭」「ブラック・リストの廃止」，「労働者の採用・解雇への統制権を労働者の委員会に与えよ」，「革命的日々への賃銀支払い」，等々。[4]労働者たちは，可能なものであれば直ちに，事後届出制の方式で要求を実現しはじめた。概括的にいえば，ボリシェヴィキーはその動きを積極的に推進し，メンシェヴィキーおよびエスエルは資本家との交渉 переговор と協定 соглашение の方式を主張した。

ところで，臨時政府は，その成立の翌3月3日，当面の方針として次のような8項目を発表した。すなわち，第一，すべての政治犯の即時釈放，第二，言論，出版，結社，集会，ストライキの自由，第三，身分，宗教，国籍による差別の廃止，第四，普通・平等・秘密・直接選挙にもとづく統治制度および制憲議会の召集準備，第五，民警の設置，第六，普通・平等・秘密・直接選挙による地方自治機関，第七，革命に参加した軍隊の武装解除および撤退はしない，第八，軍関係者への市民権の平等，である。[5]3月5日，ペトログラード労兵評議会はゼネストの中止をよびかけ，同じくモスクワ労兵評議会は，翌3月6日ストライキ中止をよびかけた。こうした有利な事情のもとに，3月5日，臨時政府は，商工大臣コノヴァロフ А. И. Коновалов の提案を容れ，商工省に労働部 отдел труда を設置する必要をみとめた。

これと同時期，工商代表者大会評議会のクートレル Кутлер は，コノヴァロフと，労働立法のための作業の場としては，大会評議会よりも，「労働者代表」を含む中央軍事工業委員会の方が適当であろう，との話しあいを行なっており，また，商工省労働部の設立をきめるにあたっての討論の中には，社会主義者を起用して労働省を設立してもよいのではないかとの意見もあった。しかし，労働政策を中心的に担当する機関は商工省におかれることになったわけである。つづいて3月6日の臨時政府閣議の承認のもとに，3月7日，労働問題に関するコノヴァロフの方針が政府声明 заявление として公表された。その内容は大凡次のごとくであった。すなわち，労働問題の解決はさしせまった課題である，労働組合の発達には協力する，「労働と資本との関係を規制するに不可欠な」調整機関を設立する，職業紹介所を設立する，権利と自由にもとづく労働立法の実施監督機構を発展させる，労働立法を改正し，ストライキの刑事罰を最終的に廃止し，社会保険の発展を実現する，労働日については「相応する法案の作成に即刻とりかかる」というものであった。[6] ここではさしあたり2つの点が注目されなくてはならない。第一は，賃労働者階級の団結に対する政策が平常の労働組合中心に考えられていることであり，第二は，2月革命の中心スローガンの一つであった8時間労働日制について，明確な言及を避けていることである。第二の点について言えば，3月3日，モスクワの有力な資本家トレチャコフ Третяков は，コノヴァロフとの評議の中で，「モスクワの観点からすると，8時間労働日はまったく極端でうけ入れがたい」とのべており，また，3月4日，商工代表者大会評議会が，この8時間労働日問題を審議し，「全ロシヤ工業家評議」を召集するまで決定を延期した，といった事情と附合するものであった。[7] 臨時政府は，3月7日声明を具体化するために，3月9日，商工省労働部の任務と組織についての規程 Постановление を制定した。この部の任務は，政府の労働政策の根本原則と，当面なによりも必要な政策とを，全面的に研究すること，とされた。[8]

臨時政府の労働政策のすべり出しは一見快調にもみえるが，事態はブルシ

ョア政府にとって本質的に困難なものであった。まず，官営工場では管理部が専制の官僚であったので，多くのものが逃亡するか逮捕されるかして，工場の運営が労働者の委員会の支配下に入りかけていた。ペトログラードのセストロレッキー Сестрорецкий 兵器工場では，工場委員会の指導下に操業が開始され，同じくトルボチヌイ Труочний 工場では，当該工場選出のペトログラード労兵評議会代議員5名と労働者の信頼する管理部メンバー4名から成る管理委員会 Распорядительный комитет によって，同じくイジョールスキー Ижорский 工場ではベリヤーエフ将軍 генерал Беляев が労働者の指導集団 коллектив の認可のもとに命令を発するという形で，それぞれ操業を開始した。中央兵器管理局に所属する諸工場の労働者たちは，工場委員会の任務についての定式化を試みはじめてさえいた。[9] また，私営工場にあっても，「労働者にとって望ましくない分子を工場管理部から追放」するという要求を，労働者が事後承諾制の方式をもって実現するならば，結果は官営工場におこった事態と接近したものとなる。もともとこの要求は，賃労働の分野における農奴制のなごりを払拭するために，ロシヤの労働者が一貫して掲げていた，「労働者に対して丁寧な態度をとれ」，「粗暴な職長の追放」といった要求の発展であり，それ自体としてはブルジョア民主主義的な要求であったが，しかし，賃労働の現実過程に対する資本の支配を一時的にしろ危機におとし入れるものでもあった。プチロフ工場では3月はじめの3日間で40人以上が追放され，同じく3月はじめ，トレウゴリニク工場では50人，ウラルの諸工場では3月第1週に145人が追放されたといわれる。臨時政府のデータによると，3—4月に労働者が何らかの要求を掲げて立ち上がった場合を総計すると，その83%は管理部メンバー追放の要求を諸要求の一つとして掲げていた。[10]

また，8時間労働日制についていえば，労働者の一部はボリシェヴィキのペトログラード委員会に支持されて，これを事後承諾制で実施にうつしはじめていた。ボリシェヴィキ委員会が3月6—9日の連日の会議において把握したところによれば，ペトログラード側区の多くの工場で8時間労働日が事

実上行なわれていた。工場主協会臨時委員会が協会総会に報告したところによっても，3月はじめほとんどの工場で8時間労働日が要求され，一部分で事後承諾制のもとに実施されていた[11]。

メンシェヴィキーは8時間労働日を時期早尚と考えていたが，ペトログラードのボリシェヴィキーは3月7日，労兵評議会に対して，法令 Декрет をもってこれを実施せよ，と要求した。3月10日，ペトログラード工場主協会とペトログラード労兵評議会の接触がなされた。すなわち，工場主協会臨時委員会の会議の席に，ペトログラード労兵評議会の執行委員であり，同評議会の労働部 отдел труда の長であるグヴォーズデェフ К. А. Гвоздев とパンコフ Панков が参加した。工場主協会側の資料によれば，その会談において労兵評議会代表は，労働者の状態は大変なことになっており，このままではおさまりがつかない，とりわけ8時間労働日制と賃上げと工場内生活（労賃関係）の秩序確立とをいそがなくてはならない，なかんずく8時間労働日問題の解決がおくれると労兵評議会の手にも負えなくなる，また8時間労働日の実施は，ぜひ労兵評議会にあらかじめ通報してからにしてもらいたいむね述べたという。同3月10日，直ちにペトログラード工場主協会とペトログラード労兵評議会との間に協定 соглашение が成立（3月10日付協定）3月11日より実施のはこびとなった[12]。その内容は，8時間労働日制の確立，工場委員会の承認，労資調停室 примирительная камера の設立であった。労資調停室には，各工場ごとの調停室と中央 Центральная 調停室とがあり，後者は工場主協会から16名，労兵評議会執行委附属労働部から16名，計32名で構成されることになった。工場委員会は，工場総代評議会と同一物であると認定され，そのような1903年法の枠内にはめこみうるものとして承認された。すなわち，工場委員会の活動は労働者の内部問題を解決し，政府に対して労働者を代表し，企業家と労働者の相互関係の問題について交渉することに限られるものとみなされた。工場主協会はメンバー企業への回状において，「総代たちは労働者生活に関する問題の審議のためにのみ召集さるべき」であり，「総代との関係を円満にする」ことができるよう「信

頼」できるものを選出させよ，としている。また，3月10日付協定によれば，管理部の中の望ましくない人物の解雇は，あらかじめ労資調停室で事件の審理がなされることなしには行なえぬこととされた。8時間労働日は，工場主協会にとってもっとも大きい譲歩であったが，工場委員会の同意のもとに時間外労働が許されることになっていた[31]。工場主協会側の期待は，メンシェヴィキーの存在によって一定の現実性を有していた。というのは，メンシェヴィキーは，たとえばペトログラード労兵評議会労働部において，任務を経済斗争に限る内容をもつ「工場労働者委員会規約 Устов заводского (фабричного) рабочего комитета」を作ったり，労兵評議会の全ロシヤ評議において，「防衛」のための物品，あるいは第一義的必需品を生産している企業では，時間外労働は義務的である，と決議にかきこんだりしていたからである[14]。ペトログラード工場主協会は，この方式を大いに利用しようとの方針をとった。3月11日，協会臨時委員会は，「労兵ソヴェトとの協定が作成される以前には，いかなる賃率変更も行なわざること」と決定している[15]。なお，工場主協会は，当時までに，ブラック・リストを廃することを約し，「革命的日々（2月24日—3月7日）」の賃銀補償をもみとめている[16]。

政府はこの3月10日付協定を知り，最初の規程 постановление 草案においてこの協定を認可しようと考えていた。とりあえず陸海軍局に命じて協定内容を官営工場にも拡張せしめることとし，全ロシヤに拡張する可能性を商工省に検討させることにした。ところが3月11日ウラル鉱山主大会評議会はウラル地方に8時間労働日制を採用することについて検討し，「この方法を即時完全に採用することは困難」との結論をえてコノヴァロフに通知した。南ロシヤの独占は，3月12日，ドンバスに8時間労働日を採用することはいちぢるしく困難であると通知したばかりか，数日後，金属工場の労働者に政府の名のもとに労働日短縮は時宜に適さぬと告示してほしいとコノヴァロフに依頼するほどであった。3月14日モスクワ商工委員会は会議をひらき，8時間労働日には原則的に反対であり，その先にまずロシヤの工業における生産性を

上げることが必要だ，とした。3月16日，コノヴァロフによって召集された主要商工組織代表者評議において，参加者は一致して8時間労働日制は時宜に適さずとのべた[17]。商工省労働部は部長にベルナッキー教授 М. В. Бернацкий をあて，3月15日より実際的活動を開始したが，前途は多難であった。労働者組織がその内部に官僚的統制力をもつほど発達しておらなかったこともさることながら，資本家陣営の不統一もまた，のちのドイツ型の道すなわち労資全国組織の相互間協定に政府が法的拘束力を与えて事態を固定させるという道を狭いものにしていたからである。政府はその労働部の社会的基盤を強めるために，この部に附属する特別労働委員会 особый комитет труда を設立し，法案の予備的審議をさせることにした。この委員会は，官吏のほかに著名な企業家組織の代表8名，労働者代表8名，それに中央軍事工業委員会およびゼムゴール Земгор の代表4名を「中立組織」代表として加えたものであった。特別労働委員会は，冒頭からその構成をめぐって異議が出され，労資同数の構成にかえられた[18]。商工省労働部の活動が急速に何らかの結果を生み出すことは期待されなくなった。企業側は，この部の中の一課 подкомиссия に8時間労働日を審議するものがあることをとくに警戒した。また，3月24日の工商代表者大会評議会の会議は，労働立法の制定をいそぐことには不安があり，法案が早すぎると工業の存続が危険にさらされる旨コノヴァロフやベルナッキーに注意すること，また，まず第一に取り上げるべきは労資調停室の問題であると提言することをきめた。[19]

ペトログラードにおいて8時間労働日制が成立したことの影響は，3月半ばから4月はじめにかけて，波紋のように全ロシヤにひろがった。しかしこの影響は，労働者階級側におけるボリシェヴィキーとメンシェヴィキーとの力関係の相違，および工場主側の8時間労働日制への態度の相違によって，種々ことなった形をとってあらわれた。たとえばキェフの労兵評議会は協定獲得の方針をとり，3月23日協定成立，4月1日より実施となった。いわばペトログラード方式である。それに対して，モスクワでは工場主協会が8時間労働日につよく反対し，モスクワ労兵評議会は自から8時間労働日制の規

程 постановление を発し，事後承諾制で実施するよう労働者に アッピールした。この規程は，防衛産業と生活必需品産業で工場委員会の承認のもとに時間外労働を実施することをみとめ，労働日短縮は賃銀の低下なしになさるべきことと定めていた。この規程は3月18日に制定せられ，3月21日より実施されるものとされた。同時に労兵評議会は，臨時政府に対し，相応する法令 Декрет を発するよう要求した。これに対しモスクワ工場主協会は，労兵評議会の規程は「違法 незаконный」 である，という自分たちの規程を普及することで対抗しようとしていた。これがいわばモスクワ方式である。さらにこれらに対し，ルガンスクでのように工場主協会が8時間労働日制を拒否するばかりか，さらに一部で工場閉鎖を行なったところもあった[20]。〔註〕こうした相異なる動きは，たとえばペトログラードでは3月末までに小企業をのぞく300企業に8時間労働日制が成立したが，多くの場合自由意志による協定にもとづいて時間外労働がなされていたこと，モスクワでもその点は同じであったこと，それに対し，オレホボ・ズェヴォ，ボゴロドスク，セルプホフなどで8時間労働日制が比較的実際上も守られたこと[21]など実施面を考慮すると，おそらくまたちがった相を呈するであろう。

〔註〕労兵評議会と地元工場主協会との協定による8時間労働日制がうちたてられたところ，ペトログラード，キエフ，ヤロスラヴリ，オデッサ，サラトフ，トウラ，エカテリノスラヴ，コストロマ，サマラ，一連のウラル鉱山管区，ノヴォニコラエフスキー等。

労兵評議会の独自の規程により事後承諾制をもって8時間労働日制をうちたてたところ，ニジュネ・ノヴゴロド，モスクワ，ハリコフ，クラスノヤルスク，ニコラエフ，エカテリンブルグ，カザン，イワノヴォ・ヴォズネセンスク，オムスク，イルクーツク，ロストフ・ナ・ドン，マリウポリ，その他ウラル，中央アジアの一部等。[22]

労働日の短縮は当然相応する賃率引上げに伴われていなくてはならない。さらにまた当時，賃率引上げは労働日短縮とあいならぶ労働者の基本要求でもあった。加えて，当時のロシヤの労働者にとって，賃率体系の民主主義化もまた，潜在的には基本要求の一つであったとみなくてはならない。3月10日付協定の成立ののち，ペトログラード労資の対立の焦点は，労働日短縮に

ともなう補正的な「合法的な」賃率改訂にとどめるか，それ以上の賃率引上げを実現するかというところにうつった。ペトログラード労兵評議会は，3月18・20日の会議において，職種 профессии ごとに賃率が単一 одинаковой であるような職場は一つもないことを認め，最低賃銀の確立と，それにもとづく新らしい賃率 тариф の設定を基本要求ときめた。すでに3月なかば，「合法的」枠をこえた大巾な賃率引上げが個々の企業でなされている実情を背景に，最低賃銀率をも全市的協定により固定させようという目標で，工場主協会と労兵評議会は一致した。その実現は，3月10日付協定により設立された中央労資調停室においてなされることになった。3月31日より作業が開始された。労働者代表は，最低賃銀男子5руб. 女子4руб.を主張し，資本家代表は4руб. と3руб. を主張した。長い交渉ののちやっと4月24日から労働者側の主張した賃率が実施されることになった。[23]この金額について考える場合には，当時のインフレを念頭におかなくてはならない。

おそらくペトログラードの3月10日付協定の方式の普及と前後してであろう，3―4月にロシヤの各地に労資調停室が設立されて行った。また，モスクワの場合には，工場主協会が労兵評議会との交渉に応じないので，モスクワ労兵評議会に附属して紛争委員会 конфликтная комисся が設立され，4月2日から5月15日までに407件の紛争をとりあつかい，うち137件を和解させたという[24]。しかし，南ロシヤのガルトマン所有工場におけるように，労働者の中から選出された賃率委員会 расценочная комиссия が不熟練労働者の最低賃銀 4руб. からはじまる73職種の賃率表を作成して4月1日からの実施をせまったのに対して，工場主側が，臨時政府によって標準賃銀率が設定されるまで追加手当 надбавка をつけて不熟練男子労働者に 2руб. 50коп. 女子に2руб. 等々を保障する，と回答してひきのばしをはかっている例や，エカテリンブルグ労兵評議会のように，国法による最低賃銀を要求した例もみのがせない[25]。

3月29日，コノヴァロフは記者会見において労働政策のプログラムを示し，第一，労働組合の発達，第二，労資調停機関，工場委員会，職業紹介所

の設立，第三，労働保護法，労働時間法，勤労者保障 обеспечении трудящихся 法の改正，社会保険の拡充をあげた。8時間労働日について明言しないこと，最低賃銀制に触れないことが注目される[26]。

臨時政府はさしせまったいくつかの事件の解決に直接手を下した。しかし，いづれもはかばかしい結果をもたらしたとはみえない。その第一は，ウラルへのブブリコフ Бубликов 委員会の派遣である。労資関係はウラルにおいて古いものを最も多くのこしており，当然労働者による管理部メンバー排せき運動ははげしかった。職長 мастер にとどまらず，工場長директор や支配人 управляющий までも解職を要求された。ところでこれらウラル鉱山管区の本社 правления はペトログラードにあるものが多く，工場閉鎖を指示するぐらいのことしかなしえず，事件を深刻化した。政府は3月，労働者の「専断 самоуправство」をとめる目的をもって，ブブリコフ委員会を任命したのである。

第二は，3月末，管理部の体制の崩壊した官営諸工場にあたらしい支配人を任命したことである。いづれの場合も，工場委員会の権威に抗して労働過程に対する資本の支配を再建することは容易でなかったとみられる。4月3日，臨時政府は，「作業の破壊を防止するため，工場および企業において勝手に技術要員を変更することを禁ずる」むね労働者にあてた呼びかけ обращение の草案作成を，商工大臣に委任している。第三に，交通大臣ネクラソフ Некрасов は鉄道員の待遇改善を約し，3月末，プレハーノフ (Г. В. Плеханов) を議長とする特別委員会に草案を作成させた。この委員会は1カ月半を費して手当 прибавка の増額案をつくり，これは5月半ばから実施されたが，その内容は，40～80 руб. の手当を 40～100 руб. に増したにすぎなかったという[27]。

一般的政策としては，臨時政府は自らの3月3日声明と3月29日コノヴァロフ言明の線にそって進んでいるもののようである。3月中に商工省労働部により労働組合法 Закон о профессиональных обществах и союзах 案が作成され，附属労働委員会の審議に付された。法案は工場主側からの批判

にあった。その要点は，外国人労働者とくにドイツ人労働者を組合に加入させることの禁止，労働組合の登録義務および法に違反した組合を閉鎖する権限を裁判所に与えること，ストライキによる直接的損害の責任を労働組合に課すことなどを規定すべきであり，また，国際的組織に加入する権利を与えるべきではない，とするなど，労働組合的活動の自由を一層制限するよう要求するものであった。ペトログラード労兵評議会の代表は3月24日，自らの労働部作成にかかる，団結，集会，デモの自由およびストライキ参加者の不処罰などを規定した団結の自由 свобода коалиции 法案を労働委員会にもちこんだ。しかしベルナッキーおよび工場主代表はそれを拒否した。労働組合法案の審議がにつまらないままに，臨時政府はより一般的な集会結社法 закон о собраниях и союзах を4月12日に制定した。〔註〕4月14日，コノヴァロフはモスクワ取引所にあらわれて，資産階級や政府に対する労働者階級の物質的要求はおそるるに足らない，と語っている[28]。

〔註〕ヴォロブエフによったが，エゴロヴァによるとзакон об обществах и союзах で，その中には「ロシヤ市民は例外なしに，刑法に違反しない目的をもつ協会や同盟をつくる権利をもつ」とあったとされる[29]。

労働委員会はひきつづき工場委員会法案すなわち「工業施設における労働者委員会に関する法 Положение о рабочих комитетах в прмышленных заведениях」案を審議した。そのさい，工場主代表は，工場委員会のメンバーを解雇する権利を管理者に与えるよう主張し，一票の反対だけで修正に成功した。そしてこの法案は4月23日付で制定された。主要内容は次のごとくであった。労働者委員会は労働者の1/10あるいは管理部が要求するときつくられる。管理部の要求によってもつくられる点に，1903年法からの直接的系譜をみとめうる。労働者委員会の目標ないし機能は次の項にあげられるものに制限される。すなわち第一，企業家と労働者との相互関係（賃銀，労働時間その他）に関する諸問題をめぐっての，企業管理部に対する労働者代表制，第二，労働者内部の相互関係に関する問題の解決，第三，政府および社会的諸機関との交渉 сношение における労働者代表制，第四，労働者の中

での文化的啓蒙的活動に関し，および労働者の生活向上に関し配慮すること，である。これらの諸項も，1903年法からの系譜において考えられる。第三項に政府に対し労働者を代表しうることが上げられているが，これは次の条項，すなわち生産上の機密保持のため労働者委員会によって召集された労働者集会に部外者 постороннее лицо を入場させることを禁ずる規定によって，大巾に効果を削減されていた。労働者委員会の内部的運営には自治がみとめられ，労働者委員会のメンバーに対する管理部の解雇権を若干制限する規定もあったが，また一方個々の労働者に対して，労働者委員会をとおさずに自分のために自ら発言する機会を保障していた。こうした内容の法について，ペトログラード工場主協会附属「社会立法」委員会は，「工場総代についての以前の法を現在の条件にあわせて変形し順応させたものであって，紛争の土台をつくってやるような何らの要素も含んでいない」と評した[30]。

商工省労働部はさらに二つの法案を立案した。その一は「労資調整機関についての法 Положение о примирительных учереждениях」案であり，その二は「ストライキに関する法 Положение о стачка и забастовках」案である。前者が先に労働委員会の審議にかかった。法案は，任意制の原則 принцип добровольного соглашения にもとづく，三段階制の機関を構想した。第一段階は個々の企業における労資調停室で，労働者代表および雇主代表の同数づつで構成される。双方からの申請は任意であり，決定は双方の代表の同意のもとになされ，決定の実施は義務的でない。第二段階は個々の工業部門の労資調停室である。第三段階は三級裁判所 третейский суд であって，これは第三者 посторонный の議長のもとにあり，ここでの決定は，申請した側にとって義務的である。ところが，労働委員会における資本家代表は，工商代表者大会評議会のあとおしをうけて，この法案の主要部分に反対した。すなわち，調整機関は労資が「そこへ申請することの強制，およびそこでの決定への義務的服従」を要求しうるのでなくては効力をもちえぬであろう，というのである。商工省労働部は，それでは調整機関の本質に矛盾するとして，これに同意しなかった。とかくするうちに，5月は

じめ，臨時政府の第一次内閣は崩壊した。調整機関法はストライキ法とともに棚上げされた[31]。

Ⅱ

いわゆる「四月危機」を経て5月5日成立した臨時政府のあたらしい内閣は，メンシェヴィキーをも含む連立内閣であった。あたらしく労働省が組織されることとなり，労働大臣にはメンシェヴィキーのスコベレフ М. И. Скобелев があてられた。スコベレフは，就任にあたって，ロシヤ全土に8時間労働日を立法化し団結とストライキとの完全な自由を保障し，広汎で全面的な社会立法を制定する，という基本方針を発表した。商工省労働部は改組されて労働省とされることになった。スコベレフとともに，「労兵評議会執行委員会附属労働部の全幕僚」が，このあたらしい省にのりこんだ。スコベレフの下に2名の次官 заместитель コロコリニコフ П. Н. Колокольников とグヴオーズヂェフとがおかれた。やがて労働省は，6部すなわち附属特別委員会をもつ立法提案部，労働保護部，社会保険部，労資関係部，労働市場部，労働統計部をもつ機構に組織された。メンシェヴィキーは，「労働省は，今日の構成においては，その目的からみてもその精神からみても労働者の省 министерство рабочих である」と誇った。しかし，立法提案部の附属特別労働委員会は，商工省労働部のもとにあった委員会をそのままひきついだものであった。スコベレフによれば，労働者は「国家の観点に立ち」「工業全体の利益」を守るものであるから，三者構成によるこの機関は民主的で良いものである，というのである。この委員会の議長をつとめた次官コロコリニコフも，しばしば「中立性」や「客観性」を口にしたという[32]。

労働省が設置されたとはいっても，労働政策がすべてここに委ねられたわけではない。商工省および防衛特別評議は，コノヴァロフ，パリチンスキー П. И. Пальчинский，サヴィン Н. Н. Саввин，ステパノフ В. А. Степанов の顔をもって発言し，労働省を牽制した。5月10日，国民経済を安定させる策について，商工，大蔵，労働3大臣の評議があり，その席でコノヴァ

ロフとシンガリョフ Шингарев は，労働者の経済要求は「それを満足させる現実的可能性に完全に矛盾しており」，要求は制限されなくてはならぬ，とのべた。5月16日，コノヴァロフは軍事工業委員会第3回大会で労働者を非難した。コノヴァロフの後継者ステパノフは，覚書を作成し，その中に，工業の破局とルーブリの減価の責任は労働者階級にある，労働者のストライキを禁止し，賃上げの限界を設定し，生産への労働者の介入を停止させるなど，労資関係の規制に決定的な策をとる必要がある，とのべていた[33]。

ロシヤの労働者階級は，次々とあたらしい課題を提起していた。すなわち，有給休暇の獲得，出来高労働の廃止，安全・衛生条件の改善，婦人児童労働保護，疾病基金と附属医療機関の運営改善，社会保険の改正など。セストロレッキー兵器工場には，5月，年次有給休暇の制度がつくられた。勤続3年のものに1カ月，2年のものに3週間，1年のものに2週間，賃銀半額保障という内容である。こうした制度が普及しはじめたので，ペトログラード工場主協会は6月3日，メンバー企業に対し，休暇について協定するなと指令している。ペテルゴフ＝ナルヴァ地区の年少者事務局は，18才未満のものに6時間労働日をとのスローガンで宣伝を開始した。男女同一労働同一賃銀要求は，4月なかばにパトロンヌイ工場で，つづいてアルセナレ，トルボチヌイ，イジョールスキーその他の諸工場で実現しはじめた。5月，ペトログラードのいくつかの大金属工場の工場委員会は，雇主の負担で労働者のための結核療養所をつくることを要求し，その中には20万 руб. の支出を約束させたところも出た。労働者は代表を選出して委員会を構成し，場所その他の問題を解決するためにのり出した[34]。

しかし，その後の労資の対立の様相に決定的役割を果したものは，賃銀引上げ要求と労働者統制の要求とであろう。ペトログラードでは3―4月の経験を発展させ，労兵ソヴェトによる最低賃銀要求とも，個別企業における新賃率要求とも異なり，180以上の企業に属するペトログラード金属工たちが，最低賃銀の上に職業的技能と作業の困難性および危険性を考慮した職種ごとの賃率を積み上げた新賃率を5月末要求したのである。工場主協会は6

月22日，単価についての決定はあとにのこしながらも，賃率協定 тарифный договор を締結することについての原則的承認を与えた。この斗いの中で金属工組合の組織化が進んだ模様である。同じくモスクワの金属工たちも，その部門に単一の最低賃銀をうちたてる賃率協定をえようと，5月，工場主協会を相手に交渉を開始していた。[35]〔註〕

〔註〕モスクワの金属工の要求は，最低賃銀男子6 руб.女子5 руб.であった。モスクワ地帯工場主協会はこれに対し男子4 .руб.女子3 .руб.を提案した。6月14日，三級裁判所は金属工組合を支持した。6月21日，組合本部は，6月24日までに要求を認めないときは26日よりストライキに入ると工場主協会に通告した。協会は拒否した。組合はしかし交渉を継続した。7月3日組合代表者会議でストライキの方向がきまった。組合は7月5日までに認めないときは6日からストライキに入ると通告した。協会は再度拒否した。6日，ストライキがはじまった。工場主協会は三級裁判所に調停を申し入れ，7月10日，裁判所が組合の要求を支持するや，同日これをみとめ，組合と協会との間に協定が成立した。ペトログラード工場主協会も，賃率の額について妥協せず，長い交渉をへて7月23日ペトログラード金属工組合全市代表者評議会がゼネストを決定してのち，8月7日，協定に調印した。[36]

ボリシェヴィキーは4月協議会ののち，労働者統制を系統的に発展させる方針をとった。労働者統制は，したがって，事態の進展の中でとりわけ重大な意義をもつものとなった。ペトログラードの例にみるとプチロフ工場の工場委員会は，すでに4月17日，労働者の採用・解雇に対する権限を確立していた。トウルボチヌイ工場では，6月13日より工場委員会の組織した採用委員会をとおしてのみ労働者の採用がなされることになった（ただし技師と事務員は別）。採用解雇に対する統制にとどまらず，より全面的な統制へと進み出す例もあった。5月17日，「スコロホード」工場の支配人は労働者集会に呼び出され，支配人の地位をはなれ3日以内に部屋をあけわたす旨，文書に署名させられているし，同じく5月，スレサレンコ所有の航空機工場には，労働者代表2名，事務員代表2名，所有者本人，注文主としての空軍指令部 Управления военно-воздушного флота の代表2名からなるあたらしい管理部ができることになった。[37]

こうした労働者階級のうごきに対して，5月10日，クートレルは工商代表者大会評議会の名において，労働者の賃銀を規制するために政府が最大限の努力をもって介入すべきである，として，賃銀固定の時限立法 проект правил о регулировании заработной платы を提案した。すなわち，賃上げ要求を抑制するために，公定価格の設定と同じ方法をもって「賃銀の標準化」を行なう，その際労働者の要求を考慮することなく強制的命令 диктат で行なう，というものである。しかし，これにはペトログラード工場主協会が賛成しなかった[38]。ペトログラードでは，工場委員会のメンバーへの賃銀支払いがなされていたが，ヤロスラヴリ工場主協会は4月末支払いを停止する規程を発した。4月末すでに，工商代表者大会評議会は全ロシヤ的ロックアウトの問題を審議にのせていたが，実施には踏み切れなかった。5月13日ウラル鉱山主大会評議会もロックアウトを審議し，実施は早尚であるとみた。しかし，サボタージュははじまっていた。新投資の中止，資本の撤収すなわち更新投資の中止，「イタリヤ風サボタージュ」すなわち生産過程における指導の放棄などである。南ロシヤ工業家協議会は5月末，採用・解雇への労働者統制は雇主の経営権の侵害であり，「企業の解体」である，これと斗うためにはどんなことでもゆるされる，とし，政府に対して，今のままでは工業家は資本を産業から撤収して企業を去るよりない，と警告した。6月1—2日にひらかれた全ロシヤ商工組織代表者協議会〔註〕においても，南ロシヤ鉄鋼資本はゼネラルロックアウトを主張した。6月3日，商工省は南ロシヤの独占からの陳情にこたえて，工場委員会の統制は違法であるとのべた。6月1—2日協議会において，「社会的平和」策は非難された。南ロシヤ，ウラル，モスクワの資本家代表は，ペトログラード工場主協会をもって8時間労働日制の「責任者 виновник」であるとした。そして，労働者統制に対しては企業閉鎖もやむなし，とみとめた[39]。

〔註〕ブルジョアジーの全ロシヤ的結集をつよめるために召集されたもの。ここで全ロシヤ的組織の結成の方針をきめ，工商代表者大会評議会やウラル及び南ロシヤ鉱山主大会評議会をふくむ13組織の代表者よりなる委員会をつくったという[40]。

ブルジョアジーが非協調的潮流の主導下に結集をすすめてゆくなかで，出発点において協調的路線をうち出した労働省は，一歩一歩後退してゆく。労働省附属特別労働委員会にかけられた第一の法案はストライキ法 закон о стачках рабочих 案であった。その内容は，ストライキの合法性，ストライキ参加者の不処罰，ストライキ参加のかどをもってする解雇の禁止，兵士囚人その他をストライキ破りに利用することの禁止であった。労働省はこの法案の解説文の中で，当面，義務的国家的三級裁判所の設立が要請されているが，それは一時的なストライキの自由の制限をともなうであろう，これは完全なストライキの自由が基本法として確立している場合にのみ許されることである，と述べた。しかし資本家代表はこの案に反対し，工商代表者大会評議会の作成した案を対置した。それはストライキの自由の制限とロックアウトの自由を規定していた。労働者代表はまた，この法を団結の自由に関する法と分離することに反対であった。労働省は法案を告示によって法にしようかと考えたが，臨時政府はみとめなかった。法案は再検討のため省にもどされた。労働省は疾病保険法の一部改正にも手をつけたが，ペトログラード工場主協会，工商代表者大会評議会，南ロシヤ鉱山主大会が改正をいそぐことに反対したため作業は遅延した。6月15日になって労働者が提案した改正法は，基金の自治の拡大，適用範囲の地域的産業的拡大などの点で，労働者の要求を反映していた。労働省の提案理由には，労働者が「事後承諾制をもって疾病基金の運営から企業主を排除しようとしたり，疾病時の労働者への補償のための全支出を工場所有者にうつそうとしたり」，基金の活動を「法の許していない範囲」にひろげようとしているので，いそぎ法案を認可してくれるように，とあった。臨時政府は，独占資本の不満を体して商工省へ法案をまわした。特別委員会がつくられ，そこで法案は拠出金を労資平等にすること，企業主を基金の管理から遠ざけることなどの点について特に修正を要求された。労働省は多くの譲歩を行なった。ストライキ法案が棚上げされたのに対して，疾病保険法改正法案は次第に煮つまってきていたが，いま一歩のところで第一次連立内閣の存続期間がきれた。いま一つ，調停機関法案

は前内閣の商工省労働部にとめおかれ労働省にひきつがれたままになっていたが，6月9日，工商代表者大会評議会は自己の対案をもってその制定を督促した。この案は「強制原則」にもとづくものであった。協議の結果，「任意制の原則」にもとづく制度確立について同意がなりたったものの，また時を移して，この内閣の存命中には法とならなかった[41]。

5月中旬，防衛特別評議は，除隊する兵士や失業中の労働者の労働力をよりよく利用するために附属「労働力登録配分特別委員会　особый комитет по учет и распределению живой рабочей силы. страны」を組織した。労働省は労働市場に関する政策を自ら統括することを望んで，防衛特別評議と争い，この分野の労働省への移管について政府の承認をえた。労働省は，まず，労働力分配委員会 комитет по распределению рабочей силы を設立した。次に職業紹介所法の立案をいそいだ。万事この法に期待して，労働省は地方諸機関に対し，公共事業の組織を抑制するよう指示した。「職業紹介所法 Положение о биржа трудах」案は，労働力需給を記帳し，雇傭を仲介する目的をもつ組織として，都市およびゼムストボ自治機関に附属した地区 местный および地方 областный 職業紹介所を設立することを規定していた。この機関の性格は中立的なものとされ，労資同格の委員会形式をとった。ストライキやロックアウトのなされている企業への紹介は禁止される。この法案は，労働委員会をさしたる困難なく通過した。防衛特別評議がすでにおそらく生産力的関心から手がけはじめていた政策であったこと，また，工場主協会側は自らの職業紹介所を経験済であり，労働者側はこの時期たとえばペトログラード金属工同盟のように，メンバーの失業者を登録させ，工場委員会を通じて雇傭させるなどの活動を経験しつつあったことがこの間の事情を説明しうるであろう。しかし，この法案もこの内閣の存命中には法とならなかった[42]。

臨時政府の第二次内閣時代の労働立法は，かくのごとくして棚上げされるか作業途上のままのものが多かった。実施された少数例は，まず5月26日付の命令 распоряжение であるが，これは大戦とともに停止されていた婦人年

少者の地下作業禁止および深夜業禁止に関するツアーリ立法の効力を回復するにとどまるものであった。いま一つは6月末に制定された「労働組合を管区裁判所に登録させる法 Постановление о регистрации союзов в окружных судах」である。これは，第一次内閣における労働組合法案審議にあたって，資本家代表が主張した要点の一つを，立法化したものとみられる。この法の実施にあたって，キエフその他で，手続上の繁雑さなどもあってか，登録を裁判所が事実上の拒否することも行なわれたといわれる[43]。

労働省は，一般的労働立法の発展ばかりではなく，さしせまった具体的事件にも介入した。最大のものは南ロシア鉱山業における労資の紛争であった。労働者の賃上げ要求を鉱山主が拒否して，双方の代表がペトログラードに出てきた。5月17日—23日，当事者双方および労働省，商工省その他の代表者よりなる労働省附属特別評議 совещание о донецкой промышленности が調整を試みた。労資双方が企業利潤をめぐって論争しているなかで，労働省代表のグヴォーズヂェフは，工業家に対し，自発的に賃上げしてやるよう説得し，拒否された。一週間の話し合いののち，「地方における労働条件と生産原価とを研究するための」特別政府委員会を組織することがきまった。なおこの事件は長びき，その後の労働省の政策に影響を与えた。ともあれこうした個別的紛争への介入は，労働省にとって基本的活動の一つとみなされた。コロコリニコフが経済評議会 Экономический совет に報告したところによると，5月—6月に省の関与した労資紛争は557件（うち412件は6月，また343件はペトログラード）であった[44]。

6月（3日—24日）にひらかれた第1回全ロシヤ労兵評議会大会におけるスコベレフおよびコロコリニコフの演説は，就任当時のそれの面影を失ないつつあった。労働省の任務として，第一，団結の完全な自由，第二，8時間労働日（ただし戦時中は時間外を許す），第三，賃銀規制，その一部として最低賃銀決定機関の設立，第四，労資調停室設立，第五，失業防止のために職業紹介所網をつくる，第六，工場監督制度の完全改組，第七，1912社会保険法の改正の法令を制定することを挙げたが，8時間労働日制について「一見そう

みえるほど簡単ではない」とのべていた。また，スコベレフは，工業活動の停滞について，「多くの場合」「企業は自然的に死にたえているのであって，「個々の企業家の悪意によるのではない」，と資本家を擁護しつつ，労働者階級に対しては生産性を上げるよう要求した。またスコベレフは，労働「省の基本的事業は」「労働と資本との闘争および相互関係への介入」であり，あらゆる紛争を「国家権力の権威をもって」規制することである，とものべていた[45]。

謂うところの賃銀規制については，次の事実が参考になる。すなわち，先にステパノフがその覚え書きの中で賃上げの限界を規制する考えをうち出したのをみたが，6月8日，防衛特別評議を代表したパリチンスキーは，臨時政府に対し，「全職種については不可能であっても，不熟練労働者 чернорабочий の日給について固定した賃銀額を政府が決定するという方法で賃銀の標準化をやってはどうか，その際，金額は5月の賃銀額をとったらどうか」，と提案した。そして，スコベレフおよびグヴォーズヂェフは，「賃銀の動揺も上昇も，工業を解体する」として賛成の意を表したのである[46]。つまり，考えられていたものは最低賃銀制の形式をとった賃銀凍結策であった。

ほぼ同時期（6月10日—13日）ひらかれた工場監督官大会において，コノヴァロフが，準備の進められている労働法制にどのようなものがあるか紹介している。その中に，労働保護に従事するメンバーの拡充，職業紹介所，団結の完全自由などとならんで，失業保険があった。この点は次の事実と関連して理解さるべきであろう。すなわち，モスクワ地帯の繊維工場では，6月原燃料不足を理由とする操業短縮の問題がおこっており，商工省はその不可避性をみとめていた。しかし，ボリシェヴィキーの影響のもとに，6月16日—17日，モスクワに164工場の労働者代表があつまってこの問題を審議しており，6月末にはモスクワ労兵評議会と資本家側の合同評議が，操業中止の許容される条件を，第一，原燃料を受けとる可能性のある企業では操業をつづけるべきである，第二，即刻操業中止をせねばならない事情のときも，問題が最終的に結着するまでは労働者を解雇してならない，第三，工場閉鎖問

題は労兵評議会に承認された地区労働者総会で決定する，第四，企業閉鎖は1ケ月をこえてはならない，ときめていた。これに対し，6月27日，統一工業同盟 Союз объединенной промышленности は，解雇にさいして労働者に2週間分の扶助金を与えること，および失業者扶助のための基金に全資本家が賃銀支払額の1ケ月分を払込むことを条件に長期の操業停止を実行しうるものとしよう，と決めている。そして，トレチャコフ C. H. Третяков（モスクワ取引所委員会議長代行）をペトログラードに派遣して，国営失業保険法の制定を陳情させているのである[47]。商工省はこのような要望を体して，労働省より一歩先をあるいていたというべきであろう。

労働者統制に対しては，臨時政府はどのように対処しようとしたであろうか。商工次官サヴィンのように，南ロシヤの如く不穏な地域の全工場は政府権力により閉鎖さるべきである，といった意見もあったが，全体としては，労働者統制に対してロックアウトで応ずべしとの意見に直ちに同調はしなかった。もちろん，4月23日労働者委員会法の制定のみで手をこまねいているわけにもゆかなかった。ところでブルジョアジーの中には，やや協調的な次のような路線をうち出すものがあった。すなわち，労働者統制は，それが企業主の管理命令的 административно-распорядительная 活動および商業金融的 коммерческо-финансовая 活動をのぞいた領域に限定されるならば許容しうる，というのである。6月20日—24日のウラル鉱山主評議で，グート A. E. Гутт は，今日ロシヤには「鉱山主のたよりにしうる力はない」のだから，「もし労働者たちがこれらの譲歩に満足するとしたら，そこに鉱山主は自己の力を強化する巨大な第一歩を見る」べきなのだとのべた。ペトログラードの工場主たちの中には，事実上そのような考え方に立っているものがいた。いま一つの路線は工業に「社会＝国家的」な統制を加え，労働者のみの統制を廃そうとするものであって，インテリゲンツィアの組織である「工業企業に操業の正常な進行を再建し支援するための中央委員会 Центральный комитет по восстановлению и поддержанию нормального хода работ в промышленных предприятиях」が提案していた。臨時政

府はこれら協調的路線をとり入れつつ解決の途を求めていた。5月27日，交通大臣ネクラソフは回状を発して，全ロシヤ鉄道員同盟の側からの統制をみとめつつも，鉄道管理部のもつ命令機能 распорядительные финкции に介入してはならぬ，とした。もともと鉄道員の組合は，その成立時に設立のための活動家がネクラソフから補助金をうけるなどしており，労資関係は比較的安定的であったと考えられる。一方労働省は労働者と管理部との代表同数よりなる混成委員会 смешанные комиссии をとなえた。とはいえ，グヴォーズヂェフがペトログラードの工場主に説明したところによると，この委員会は企業管理機能に介入してはならないとされていた。労働省は，これをとくに南ロシヤで運用しようと試み，シパイロ П. Ф. Сипайло を長とする特別政府委員会を派遣した。ハリコフ工場主同盟は，この方式に利用価値をみとめ，6月22日，28日にメンバー企業に対して，独断的 самочный な統制を許してはならぬ，シパイロ委員会の方式にならえと指示している[48]。

とはいえ，南ロシヤの工業家たちがロックアウトを含む5月協議会の方針をかえたとは考えにくい。一方シューヤ工場主協会は6月28日になって規程を作成し，「工場主が企業の主人である。……労働者の採用解雇権は彼にのみ属する。工場内での配置転換の権利も同じである。……もしこの権利が委員会に属するとしたら，工場主は災害への責任，工場の規則的操業への責任を免れる」とした。南ロシヤ鉱山主評議会は，6月13日，紛争の迅速な解決についてスコベレフに陳情している。そしてスコベレフは，6月28日付で労働者にむけたアッピール обращение を発表した。コロコリニコフによると，以後の労働省の全活動の基礎となるべき文書であった。この中でスコベレフは，労働者の「独断的」活動と賃上げ闘争は工業を解体させ国庫を蕩尽するものである，とした。労働者が企業の技術的管理に介入し，事務員や支配人に「暴力」を振うなどの行為があるが，これはデクラッセな要素のやることであり，労働者は「自覚」して「独断的」行動を中止しなくてはいけない。また，「革命を強化するために」労資の紛争はすべて労資調停室か三級裁判所で平和的に解決しなくてはならない。6月28日付アッピールはこのように

よびかけたのであった。同時期6月末，スコベレフは第3回全ロシヤ労働組合協議会の代表と会見したさい。戦争で消耗したわが国では賃上げのための源資がない，賃上げは「前進ではなくて後退」となる，と説得している[49]。

労働省はその課題の一つたる工場監督制度の改組について労働院 палата труда 設立を構想した。すなわち労資相方より同数づつの機関をつくり，労働立法の実施監督をなさしめようというのである。これに対し労働者階級は，労働院のメンバーを労働者組織から選出させるよう主張した。コロコリニコフは，「労働立法の実施の監督をすべて労働者階級の手にゆだねることはできない」，と反対した。ブルジョアジーは，ツアー時代の制度にラジカルな変化をもたらすことなく，多少の改正に止めるよう主張した。労働省は，一時的な措置として，労働省地方コミッサールを設置する案を作成し，7月11日付の法令となった (Положение о местных комиссарах министерства труда)。コミッサールの任務は，第一に労働保護法の実施監督であり，第二に労資紛争解決のための介入であった。コミッサールは，地元労働者組織の同意のもとに政府が任命するものとされ，労働者組織は候補者の指名を依頼される。モスクワ労兵評議会労働部は，コミッサールは地元組織から選出さるべきだと要求したが，政府は任命権を手ばなさなかった。ペトログラード，ニジュネ・ノヴゴロドその他の労働者組織は，この法令に抗議して候補者指名を拒否した。工場主協会全ロシヤ同盟の幹部会 Президиум は，コミッサールに工場での経験をもつもの，つまり経営者側のメンバーをあてるよう要求した[50]。

Ⅲ

7月事件以後，経済的破局とともに生活の崩壊は急ピッチにすすみ，〔註〕これと相応じて臨時政府の労働政策も反動化してゆく。労働運動は反資本主義的様相を濃くしてゆく。

〔註〕生計費指数は，1913年を100とすると1917年3月1日315，5月1日380，7月1日576，9月1日680，11月1日1020となったとされる。また，6月26日付食糧省

基準では，労働者1人当り月25フントの麦粉が配給されるはずであったが，モスクワでは7月23¼フント，8月20フント，9月19フント，10月21¼フントしか配給されず，イワノヴォでは10月1人当り7½フントしかあたらなかった[51]。

7月24日に成立したケレンスキー政権は，それまで懸案になっていた労働立法を次々に制定していった。7月25日，社会保険法改正法が制定され，拠出は労資同額となった。疾病基金の企業主に対する自治が確立され，また社会保険の適用領域が小企業へ，それまでの未適用地域へと拡大された。7月29日，労資調停機関法が任意制の原則にもとづいたものとして提案され，労働大臣と司法・商工両大臣との若干の評議ののち，8月5日付で制定された。8月19日，職業紹介所法が制定された。8時間労働日問題も，法案作成のための準備作業のプランが作成されて，労働委員会の審議にかかった。もちろんこれは遅延させられたが，8月8日，婦人年少者の深夜業制限に関する新法令 постановление が日のめをみた。とはいえ，一般原則と，戦時下の特殊事情とを区別する考え方がつよくある以上，深夜業制限にしても，「防衛に必要」とあれば従前どおりであり，調停機関法も地区労働コミッサールの働きいかんで事実上の強制原則にもとづく運営にもなるのであった。さらに，これらの法は実施過程でのきなみ困難にぶつかった模様である。職業紹介所についてみれば臨時政府は400ヶ所に，とりあえず90ヶ所に設置する予定をたてたが実際には約30ヶ所で設立されたにとどまるし，地区労働コミッサールにしても，労働省はまず40名の任命を計画したが，8月末にかけて20名を任命したにとどまった。メンシェヴィキーがこれに任命されても，工場主協会の側に無視されることもあった[52]。

ペトログラード金属工同盟は，5月以来，継続的に，賃率協定の締結を要求して闘争していた。臨時政府はこれに介入し，グヴォーズヂェフを長とする労働・商工・陸軍の各省連絡評議において調停案を作成した。工場主協会は，この案が労資の中間をとった賃率を定めていることに不満を示し，草案を承認する条件として，「労働者の要求を実施することから発生する損失を政府が補償するのでなくては，工場主は平和的に労働者の要求をうけ入れる

ことはできない」と，契約価格の改訂を要求した。労働省はこれを拒否したが，商工省が工場主協会を救った。協定成立は8月のはじめである。労働者の賃銀引上げ要求が，このように国庫よりの支出増大をひきおこす関係が明瞭になるや，政府はこれへの対策をせまられる。防衛特別評議は8月4日付訓令 Директив において，賃上げは労資調停室あるいは三級裁判所あるいは「関心をもつ諸側面よりの参加」による仲裁機関のとりきめによるものであって，かつ労働省と商工省により認可されたもののみが合法的であり，それ以外の賃上げは国庫よりの発注のさいの価格に考慮されることはない，として資本家側の妥協をいましめた[53]。

ブルジョアジーは全体としてますます協調的性格を失なっていった。モスクワ地方の指導権のつよかった統一工業同盟は，7月22日，労兵評議会を労働者代表とみとめて交渉してはならない，工場委員会の介入を許してはならず，そのメンバーに支払いをしてはならない，検送できるものはどんどんそうするように，ときめた。同じくこの同盟は，7月5日の回状においては，労働者に対し工場の休業時の補償を賃銀の⅔分支払うようにとしていたが，8月9日，あらたな決定を下して，原燃料不足によって操業中止する場合には，8月15日以降労働者に支払をしない，としている[54]。労働運動と闘かう指導部として，統一工業中央委員会 Главный комитет объединенной промышленности がつくられた。これに対し労働者階級側では，8月にひらかれたボリシェヴィキ第6回大会において，労働者代表評議会，労働組合および工場委員会の許可なく工場を閉鎖したり操業を短縮したりすることを禁ずる法律を制定させるカンパニヤをうち出し，またこれと呼応して，労働者統制は原燃料の搬入搬出に対する，在庫および注文に対する，財務に対する統制へ，原因不審の火災や爆発から工場を保全することや労働者に食糧の現物を確保することへと深化して行った。クートレルは7月31日経済評議会において，臨時政府の第一の任務は工業の無政府状態を廃し，工場に適切な秩序を再建することでなくてはならぬ，と政府を督励した[55]。

7月31日，ウラルのボゴスロヴスコエ鉱山会社は，労働者事務員に対して

「条件 условие」 を示し，それがみたされないかぎり生産を継続するわけにゆかぬと通告した。その「条件」とは，第一，企業管理への労働者事務員のあらゆる干渉の除去，第二，生産性を1916年の平均水準にまでもどす，（第三略），第四，全勤務員の人格不可侵，第五，通信の安全，第六，5月31日以降に附加された手当のうち商工省にみとめられたもの以外は否認する，というものである。とくに内容の詳細にわたるのは第一の点で，「労働者の採用解雇は管区管理部の奪われることなき排他的権利である」，労働者が事務員を暴力や威嚇をもって追放することは全く許されない，事務員に関する不平は調停機関をとおして申立てらるべきである，就業規則違反のかどで労働者に罰金 взыскание をかける管理人の権利を回復し，作業の指導は工場管理部に任命されたものがどんな委員会の介入もなしに行なう，「労働者委員会あるいは労働者代表評議会は，もっぱら職業的利益を管理部その他の機関に対して呈示するために労働者を結合しているものであって，会計や生産の管理・統制の分野に介入してはならず，これら代表機関のメンバーの維持費は企業より支払われるものではない，などとあった[56]。ボゴスロヴスコエ会社は，この条件を承認するよう要求してロックアウトに及んだのである。8月22日，ハリコフ機関車製造工場の管理部も，似たような条件を呈示して攻撃をかけた。9月に入ると統一工業中央委員会は同様に「条件」を作成し，これにもとづいて「労資関係を規制する規則 правила, регулирующих отношения между предпринимателями, рабочими и служащими」案を作成して労働省にもちこんでいる。これに対し，ペトログラード工場主協会議長バチマノフ А. А. Бачманов は 9月13日，統一工業中央委員会の議長メシチェルスキー А. П. Мещерский に書簡を送り，「工場の諸条件に全く無智」なやり方であり，「政治的事情を重視」すべきだと批判した[57]。

労働者統制に敵対する臨時政府の態度は次第に明瞭になってゆく。それは経済的破局の本質の把握に関連している。ベルナツキーは経済評議会において，「ロシヤの労働者が働こうとしないところからすべての災厄が発生している」，とのべ，生産性低下の責任の⅔は労働者に，⅓は原燃料の不足にあ

るとした。プロコポヴィッチもグヴォーズヂェフも，8月，労働生産性増大のために「もっとも決定的な手段」をとる必要がある，とみとめていた。7月から，臨時政府は官営工場における労働者統制を終止させるために，ペトログラードの諸工場の工場委員会の統制権の否認を，命令 Указание の形で行ないはじめた。8月22日付および8月28日付でスコベレフの回状が発せられた。8月22日付回状には，「すべての労働者事務員の企業への採用および解雇権は企業の所有者に属する」，労働者からサボタージュの疑いをかけられた管理部メンバーの解雇は，企業主の同意のある場合をのぞき，工場評議規程 постановление заводского совещания にもとづいてのみなされる，違反すると科人は刑法をふくむ法的責任を問われる，等とあった。8月28日付回状には，猶予できぬ場合をのぞき，労働時間内に労働者集会や委員会を召集することを禁止する，企業管理部は労働時間の脱漏に相応した賃銀控除をなし，時間内の労働者集会を禁止する責任能力をもつ，とあった。また商工省は8月28日，北上トウリスキー鉱山管区技師プリホジコ Приходько へ特別訓令 иструкции を与え，その中に，「私的企業の管理への労働者事務員の如何なる介入もまったく許されないものと考える」，「科人は裁判上の責任を問われる」とした。この訓令は9月はじめ全工場監督官と鉱山管区技師に送付された[58]。

政府が介入せざるを得ぬ大争議が次々と発生した。政府の政策は労資関係の安定に充分に効果的であったとはいえない。モスクワの製革工の闘争についてみると，6月22日，賃上げ，2週間の年次有給休暇，工場委員会活動への賃銀補償，採用解雇は労働組合の同意のもと工場委員会によってなされることなどの要求が提出された。工場主協会は要求はもちろん交渉も拒否した。8月16日ストライキが開始された。8月20日スコベレフが，8月29日グヴォズヂェフが斡旋案を呈示した。スコベレフの案では「採用解雇は管理部によりなされる」とあり，グヴォズヂェフの案では「採用解雇は専ら管理部によりなされる」とあったが，ともに一定期間を限り事件を労資調停室にもちこむ権利を労働者委員会に与えたため，労働者側は受諾したのに，工場主協会側が，

スコベレフ回状と矛盾するとの理由で拒否したのである。9月13日，ボリシェヴィキの呼びかけで事件は全ロシヤにひろがり，30市以上から労働者への支援（募金を含む）があつまった。10月16日の組合員全市集会は，10月18日までに団体協約が締結されぬときは企業接収 секвестр にうつると決定，19日，組合代表者はその件で労兵ソヴェトに交渉はじめた。17日ころから個々の企業主で協約を結ぶものが現れ，10月21日，統一工業中央委員会に指揮された工場主協会もついに折れ，ストライキは終結し，賃銀25％アップ，ストライキ期間の賃銀半額補償，2週間の年次有給休暇，管理部は解雇権をもつが，即刻工場委員会に通知する義務を負い，労働者側は三級裁判所でこれに抗争できる，などの条件で妥結した[59]。

スコベレフ回状の前日，8月21日，労働省労資関係部は冶金製鉄工業代表者同盟の要請にこたえて，ハリコフ地方労働コミッサールにあて，「経験ある技術要員を呼びもどすことは非常にのぞましい」から，労働者に追放されたそれらメンバーをよびもどすために「労資調停室をもうけるなりしてあらゆる協力を申し出るよう」指示したが，労働省の力は及ばなかった。ハリコフ機関車製造工場において，労働者が工場委員会の採用解雇への統制権とそのメンバーへの支出を要求したのに対し，工場側がロックアウトで答えてはじまった争議も，労働者が生産管理を決定し，管理部メンバーを逮捕するに及んで協定調印となった。採用解雇権は管理部にあるが，工場委員会は問題を労資調停室に提起する権利をもつ，という妥結内容であった。バクーでも，工場委員会が採用解雇に関与することをめぐって労資の紛争が激化していった。グヴォズヂェフがまず現地にとび，つづいてスコベレフ自身が8月はじめバクーにとぶが，9月27日からはじまるストライキを経て，10月2日にはじめて鉱山主側が協定に調印したのであった。協調的な労働省は，一歩一歩保守的ブルジョアジーに譲歩していたが，労資の矛盾の深化の中にあって権威をもちえないでいる。臨時政府が，協調主義的方針のもとに比較的その統制に成功していた鉄道従業員も，生活の崩壊の進展のなかで，各省連絡評議が国庫の枯渇を理由に要求を拒否するや，9月23日—24日ストライ

キに入ったのである[60]。

対立の激化してゆく労資のあいだにはさまって，労働省はよろめいている。8月22，28日付スコベレフ回状に対して，ペトログラード工場委員会協議会は9月10日，労働者の集会の権利を制限することは4月23日法違反であると抗議した。統一工業中央委員会が9月はじめからさかんに工場委員会メンバーへの支払停止をよびかけているなかで，労働省は自らの回状に反して9月22日，工場委員会のメンバーに対して支払うべきであるとの命令 Указание を下した。また同じく労働省は，「労働者委員会のための一般規約 Общий устав для рабочих комитетах」を作成して統制する考えもみせた。しかし，時すでに4月23日法の規準をもって工場委員会を無害なものに化そうとする試みの実をむすびうる時期ではなかったであろう。統一工業中央委員会は，9月22日付命令を無視した。労働省の路線は，メンシェヴィズムとペトログラードの一部にみられる協調的ブルジョアジーとに対する期待のもとにうち出されているものであろう。防衛特別評議は，中央経済委員会に支持されて，工場委員会を全面的に否定するのではなくて，これを労働者代表制としてはみとめつつ管理への介入を防止する考えのもとに，「防衛」のためにとくに重要な企業における紛争を規制する秩序にかんする「規則 правила」案を作成したりもしている。とはいえ，政府の文官機関への信頼はブルジョアジーにおいて全般的に低下したものとみてよいであろう。労働省は，「強制仲裁法案 Законопроект арбитраже при трудовых конфликтах」を作成したが，労働省をはじめとする政府機関にそのような強力な権限を安心して与えようとするものはなかったのであろう。法案は法とならなかった[61]。

労働規律を資本主義的に確立するための諸政策は，次第にむき出しの暴力へ依存するものに転進して行った。防衛特別評議は7月なかば「国家の防衛に特に重大な意義をもつ企業における操業の成功を保障するために特別の手段をとる規則 Правила применения особых мер, обеспечивающих успешность работ на предприятиях, имеющих особо важное значение

для обороны государства.」案を作成して政府に提出した。これは，各工場に軍事全権 военно-уполномоченный を任命し，その全権に操業の継続と生産性向上を目的として，労働条件に関するあらゆる問題を審査 рассмотрение し，労資の紛争に介入し，企業に有害なメンバーを解雇し，必要とあれば調停機関や三級裁判所の決定を破棄し，違法行為を行った科人を起訴し，そのために軍隊と協力する権利と義務を負わせることを予定していた。適用領域は，さしあたり航空機，弾薬，砲弾，防毒マスクなどの工場にかぎるが，次第に拡張しようと構想された。この規則案は7月21日政府に提出され，中央経済委員会 Главный экономический комитет にまわされて日を経たのち，9月になって，「実施は望ましくない」との結論になったとはいえ，南ロシヤのディトマル Н. Ф. фон Дитмар のように，一日も早くドンバスに適用せよと支持するものもあった。9月末，防衛特別評議はいまいちどあたらしい規則案を作成し，重要な工場に政府の全権を派遣して紛争を強制的に解決しようと試みている[62]。

南ロシヤ鉱山主大会評議会は，くりかえし政府に強力な対策を陳情しているが，8月2日，以前の警察にかわるものとして，退役した将校からなる警務コミッサール комиссар по милиции を置いてはどうか，と提案した。7月から8月一杯かけて，臨時政府の各部局は南ロシヤ鉱山主大会評議会との接触のなかで，軍務総督 военный генерал-губернатор の権限をもつコミッサールを配置する考え方に向かうことを余儀なくされて行った。9月22日，内務大臣を議長にしてひらかれた南ロシヤ鉱山主と政府との評議において，鉱山主たちはドンバスに「強力な政治権力」を確立し，コサック18中隊を配置したいとのべた。エスエル・メンシェヴィキ的傾向のものたちは，「そのような純機械的方法」で秩序を回復することは，一方において「民主主義者」の評判をおとすものと考え，抵抗した。しかし，9月25日，中央経済委員会は臨時政府に対し，ドネツ地帯に臨時政府の特別コミッサールを派遣し，これに「武装力を適用する非常全権」と防衛特別評議議長の権限とを与えるようにとすすめた。9月末，政府はドンバスにコサック中隊を配

置することを許した。かくて全ドンバスはコルニロフ主義者のカレーヂン Каледин 将軍が制圧するところとなった。10月13日，臨時政府はドンバスに「秩序の再建」，「操業の継続」および「生産性向上」のために特別全権コミッサール особо-уполномоченный комиссар を派遣する規程を制定した。これはツアー時代の総督の再現であった。コミッサールに任命されたのは社会主義者といわれた商工次官のオルロフ A. C. Орлов であったが，これは大勢をかえうるものではない[63]。

労働省は細々と仕事をつづけている。しかしそれらの仕事が歴史の表面にあらわれにくい条件となってきていた。失業保険法案は，拠出労資折半であったが，今日は保険料「支払不能であり時期に適さぬ」と，資本家の側からの反対にあった。9月，社会保険を官営企業や鉄道に拡大適用する法案準備のための各省連絡評議がつくられることになったが，具体的な作業にまでは進まなかった。その他，先にふれた「強制仲裁法案」とともに，企業内の秩序を定める内規を決定し，労働者の採用解雇を決定する企業主の「不可侵」の権利をみとめる「労働契約法 закон о трудовом договоре」案もあったが，日のめをみなかった。ただ，新社会保険法にもとづいて保険問題評議会および同審議会 присутствие を改組する10月11日付の附則 новелла と妊産婦の母性保護に関する10月17日付の附則のみがあらたに制定された。その一方においては，モスクワ労兵評議会が10月19日付で争議を労働者のために強制解決することについての規程を作り，労働組合に対してこれを事後承諾制で実施するように，反対する資本家は逮捕するようにと指令しており，これに対しモスクワ軍管区司令部 командрование は最高司令部にあてて，「秩序を維持するため」軍を派遣してほしいと要請しているのである[64]。

Ⅳ

小括してみよう。2月革命は専制を崩壊させ，ロシヤのブルジョアジーとプロレタリアートに空前の行動の自由を与えた。労資の力関係は変化し，1905年の革命以来一貫して労働者との交渉と協定を拒否し，なかんずく労働日の

長さの制限と最低賃銀設定とを拒否してきたブルジョアジーの態度は，一部変更を余儀なくされ，ペトログラードにおける3月10日協定となった。8時間労働日制はこの協定の中でうたわれたし，最低賃銀協定もこの協定にもとづくその後の交渉の中にあらわれた。すでに1916年，軍事工業委員会のなかで1903年工場総代制法の利用および労資調整機関の設立の方針をうち出していたコノヴァロフらのグループは，臨時政府の中枢部に入り，労働運動の波にもまれて動揺しつつも，法定8時間労働日制や最低賃銀法制の確立は棚上げとし，商工省労働部附属特別労働委員会の中に労働者代表を吸収し，労働者が自発的に組織した工場委員会を1903年法の精神を維持した1917年4月23日付労働者委員会法をもって規制し，かつあたらしい調整機関を組織して労資の矛盾を弱らげようと活動したのであった。とくにこの際注目すべきは，臨時政府の政策は意欲的であったとはいえ，労働保護部門はツアーリズムと国会とによってすでに作り上げられているというミリュコーフ Милюков の発言[65]にもみられるように，ツアーリ法制の破棄によってではなく，その漸次的修正によってこれをなそうとしていた点である。

労働者は実力で労働条件の改善にすすみ，さらに生産管理にまですすみつつあった。臨時政府の第二次内閣以来，メンシェヴィキーも閣僚に入り，労働政策の民主主義化が進むかにみえたが，ペトログラード以外のブルジョアジー，とくにモスクワ，ウラル，南ロシヤのブルジョアジーは協調的路線に強く反対した。3月10日付協定を全国に拡大して労資関係を安定させることすら実現しえなかった。メンシェヴィズムと，それを対手とするブルジョアジーの労務管理とが未発達であったので，これを一挙に国家的規模の社会的形式たらしむるには困難が大きすぎたのであろう。大戦への参加に直接的に由来する経済的破局のなかで，労働者の生活は崩壊する一方，ブルジョアジーにも妥協への余地が狭められていたと考えられる。半農奴制的ウラル，アメリカ的なむき出しの労務管理のおこなわれた南ロシヤ，国庫への寄生の少ない平和産業が多いモスクワなどで，労働者と資本家との矛盾はとりわけ激化した。「労働者統制」の思想と，コルニロフ的武力鎮圧の思想とが対決する

ことになってゆく。「労働者統制」への原則的反対の立場に立つ臨時政府は，メンシェヴィキー的労働省もその点では例外とすることなく，協調主義的立場から鎮圧主義的立場へと移行して行った。労資の矛盾は，臨時政府のとった改良主義的ないくつかの諸政策の効果があらわれるいとまもなく，急速に爆発へと向かって行った。

1) 菊地昌典，「ロシヤ革命」中公新書，78—82頁。
2) А. Г. Егорова, Профсоюзы и фабзавкомы в борьбе за победу Октября, 1960, Москва, (以下 Егорова, と略) стр.14
3) Егорова, стр. 13.
4) П. В. Волобуев, Пролетариат и буржуазия России в 1917 г., Москва, 1964 (以下 Волобуев I, と略), стр. 103. В. И. Сельцкий, Некоторые вопросы борьбы Петроградских рабочих за коитроля над произвоством в период мирного развития революции (март-июнь 1917г.), История рабочего класса Ленинграда, Выпуск II, Ленинград 1963 (以下 Сельцкий, と略), стр.193.
5) 菊地昌典，前掲書，同前，
6) Волобуев I,стр. 104, 110—113.
П. В. Волобуев, Политика буржуазии и временного правительства в рабочем вопросе (март-апрель 1917 г), Исторические Записки, № (以下 Волобуев II,と略), стр. 129—130.
7) Волобуев I, стр. 115. Волобуев II, стр. 131.
8) Волобуев I, стр. 110. Волобуев II, стр. 128.
9) Сельцкий, стр. 190—191.
10) Егорова, стр. 20. Волобуев I, стр. 140.
11) Волобуев I, стр. 103—104, 106.
12) Там же, стр. 103, 109. Волобуев II, стр. 131—132.
13) Волобуев I, стр. 128, 176. Волобуев II, стр. 143—145, 136.
14) Там же, стр. 137. Егорова, стр. 17.
15) Волобуев I,стр.160. Волобуев II, стр. 137.
16) Волобуев I, стр. 109. Волобуев II, стр. 143.
17) Волобуев I, стр. 114, 148—149. Волобуев II, стр. 134.
18) Волобуев I, стр. 110—111. Волобуев II, стр. 128.
19) Там же стр. 134.
20) Там же, стр. 136—137. Волобуев I, стр. 116—117, 119.

21) Там же, стр. 151, 154.
22) Там же, стр. 116—118. Волобуев II, стр.135.
23) Там же, стр. 139. Волобуев I, стр.125, 127—128, 160.
24) Там же, стр. 146, 177.
25) Там же стр. 135. В. Еременко, Большевики в борьбе за рабочий контроль март-июль 1917 года (по материалам Донбосса), 1962, Москва, стр. 24—25.
26) Волобуев I, стр. 192.
27) Там же, стр. 193. Волобуев II, стр.146. П. В. Волобуев, Антирабочая политика Временного правительства (март-октябрь 1917 года). Вопросы Истории, № 6, 1962. (以下 Волобуев III, と略), стр. 41—42.
28) Волобуев I, стр. 194, 325. Волобуев II, стр. 147.
29) Егорова, стр. 41.
30) Волобуев I, стр. 326—328. Волобуев II, стр.147—148.
31) Там же, стр. 149. Волобуев I, стр. 329.
32) Там же стр. 195—196, 333.
33) Там же стр. 200—201.
34) Сельцкий, стр. 196, 198—199.
35) Там же, стр. 197. Егорова, стр. 66. Волобуев I, стр. 133
36) Там же стр. 133, 171. Егорова, стр. 64—66.
37) Сельцкий, стр. 202—203. Волобуев III, стр. 43.
38) Волобуев I, стр. 171—173.
39) Там же, стр. 182—183, 189, 306—307. Волобуев III стр. 39, 42.
40) Волобуев I стр. 77.
41) Там же, стр. 334—336, 342, 344—346.
42) Там же стр. 213—214, 336, 343—344.
43) Там же стр. 277, 336. Сельцкий, стр 193.
44) Волобуев I, стр. 209, 211.
45) Там же стр. 198, 202—203, 312.
46) Там же, стр. 207.
47) В. Я. Лаверычев, По ту сторону баррикад, Москва, 1967, (以下 Лаверычев と略), стр. 237—238.
48) Волобуев I, стр. 194. Волобув III, стр. 39—41, 43—44.
49) Волобуев I, стр. 182, 203—205, 209.
50) Там же стр. 340—342.
51) Там же, стр. 219, 227.

52) Там же, стр. 339, 342—344, 348—349.
53) Там же, стр. 232, 296—297.
54) Лаверычев, стр. 239, 243—244.
55) Волобуев III, стр. 46.
56) Экономические положение России накануне Великой Октябрьской Социалистической революции Документы и материалы, часть первая, Москва-Ленинград, 1957, стр. 498—500
57) Волобуев I, стр. 269—270.
58) Там же стр. 273—277, 289—291. Волобуев III, стр. 50—51. Егорова, стр. 157.
59) Волобуев I, стр. 234, 278—279. Егорова, стр. 161—164.
60) Там же, стр. 172, 175, 177. Волобуев I, стр. 281, 279, 300—302.
61) Там же, стр. 274, 276—278.
62) Там же, стр. 250—252, 255.
63) Там же, стр. 257—262.
64) Там же, стр. 245, 256, 348—349.
65) Там же, стр. 324.